

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

クーリング・オフってどんな制度？

クーリング・オフ制度とは

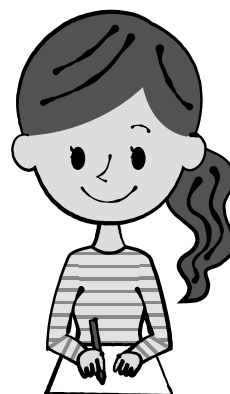
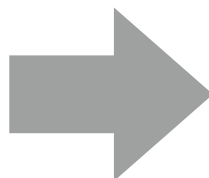
クーリング・オフとは、いったん契約をした場合でも契約内容を冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。支払ったお金は返され、商品を受け取っているときは、事業者に取り取りを要求します。

電話でカニなどの海産物の購入を勧誘され、断りきれずに買ってしまった。

屋根の無料点検で訪問した事業者から「このままでは危険だ」と言われて高額な修理を契約してしまった。

クーリング・オフで、申し込みの撤回・契約の解除

「古着を買い取る」と訪問にきた事業者に宝石を見せるように迫られて、強引に買い取られてしまった。



クーリング・オフ制度の対象

訪問販売や電話勧誘のような不意打ち的な勧誘により契約した場合などが対象となります。インターネット通信販売や店舗での買い物は不意打ち性がないため、クーリング・オフはできません。

区長あいさつ

買い物をする、引っ越しや家の修繕をする、スマートフォンを使う等、私達は日常のあらゆる場面で「契約」を結び、「消費生活」を送っています。契約や消費の形は様々であり、中には消費者を狙う悪質商法等の危険も潜んでいます。区では「台東区消費生活センター」による、消費者相談の実施や消費生活に関する情報の普及・啓発等、消費者施策の充実に取り組むことにより、区民の皆様の安全安心な消費生活の実現を目指してまいります。



台東区長 服部 征夫

クーリング・オフができる取引形態と期間

クーリング・オフができる取引と期間は、法律で定められています。クーリング・オフ期間は、法定書面（契約書面または申込書面）を受け取った日を1日目（起算日）として数えます。
特定商取引法※でクーリング・オフが認められているのは次の6つの取引です。

	取引の形態	期 間
	訪問販売 店舗以外の場所で商品などを購入する契約。 キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む。	8 日間
	電話勧誘販売 事業者から電話で勧誘を受けて商品などを購入する契約。	
	とくていけいぞくてきえき む ていきょう 特定継続的役務提供 契約金額が5万円を超え、かつ一定の期間を超えて利用するエステサロンや語学教室などの契約。	
	訪問購入 店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品を買い取る契約。	
	れん さ はんばんいとりひき 連鎖販売取引（マルチ商法） 「他の人を販売組織に加入させると利益が得られる」などと勧誘し、商品・サービスを購入させる契約。	20 日間
	ぎょう む ていきょうゆういんはんぱいとりひき 業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法） 「紹介する仕事をすれば儲かる」などと勧誘し、仕事に必要な商品・サービスを購入させる契約。	

※とくていしょうとりひきほう 特定商取引法とは

事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めています。

商品・サービスによっては、クーリング・オフができない場合があります。クーリング・オフができない場合でも他の制度を利用すれば解決できることもあります。困ったときは、ひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください。



台東区消費生活センター

相談専用電話 03-5246-1133

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで